

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 3 1 日

瀬戸市長 川本 雅之

瀬戸市規則第 10 号

瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則の一部を改正する規則  
瀬戸市廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和 47 年瀬戸市規則第 15 号）の一部を次のように改正する。

第 1 号様式の 3 中

「

くみ取りする所 (届出人と同じ場合は記載省略可)	瀬戸市	町	丁目	番地	号室
	(マンション・アパート名等)				

」を

「

くみ取りする所 (届出人と同じ場合は記載省略可)	瀬戸市	町	丁目	番地	号室
	(マンション・アパート名等)				
変更適用時期	年度 期				

」に、

「

2 世帯主の変更	フリガナ	
	新世帯主名	
	理由	

」を

「

2 世帯主の変更	新し尿世帯番号	
	フリガナ	
	新世帯主名	
	理由	

」に

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の規則の規定に基づいて作成されている変更届は、改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。